

| 十九八七   | 六五四   | 三二一  | 向基年〇<br>づ財個財<br>務省告示第<br>二十六國債の二<br>十發行年條件<br>七行年八月九<br>年九月八月十<br>八月十七日<br>九月八月十<br>月十七日             |
|--|---|--|--|
| 払経利発発<br>込過率行行<br>み利価日<br>子格<br>の  | 振額最<br>替低額<br>単位面<br>金  | 用振の法<br>等替條律<br>項及の及<br>法項及び<br>の適そ                      | 行號名<br>行稱及<br>根拠記<br>及之記   |
| 第次各年額平す額の振<br>十の取〇面成るの記替<br>五算扱・金二。整載法<br>号式機〇額七十數又の規<br>にに関九百七倍は規定<br>規よりはパ円八年金記録に<br>定する算出払込セント百七十<br>期日した金額に加え、 | 一十額の定以律社條九特五個<br>万六面振の下へ平成第一法年別<br>円万金替適「振成十三年法律第<br>円額機関を用振替法」<br>で九百三十日受けけるも日本銀行<br>三百日受けけるも日本銀行<br>百億とし、の規 | 人向会計第五付<br>人向け利付二十<br>年付國庫債券<br>回回券（固定<br>第十四回回券<br>（固定・ | 九月八月十<br>月十七日<br>とおり告<br>示する省令<br>（平成十四<br>年四月十<br>月二十日<br>に施行し<br>た個人に<br>適用する<br>事務大臣<br>麻生太郎<br>。 |
| 払利息の支<br>込過率の支<br>み利価の支<br>子格の支<br>の   | 行額の最低額<br>面金  | 用の根拠<br>及之記  | 行稱及之記  |

込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.09}{100} \times \frac{2}{365}$$

十一  
初期利子  
平成二十八年二月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.09}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二  
後第二期利子以  
每年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払間に期に属する日

十  
十  
十  
十  
七  
六  
五  
四  
三

の中払込取扱い金所日額限  
払償還期金額  
償還期日  
の後利子以

(一) 式 次う中平額平利子を支払う。前六月間に期に属する日  
から年にこのととにし、その日以後各支払間に期に属する日  
まで平成二十九年二月八月十五日とぞ金額お平店日  
までの間の場合の金額とぞ金額い成  
額面金額 - (利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  × 2 - 受入経過利子

に相当する金額)にお出し、受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切り捨ててとし、一円とする。ただし、受入経過利子に満たない場合には一円とする。個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄についても同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.09}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日  
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十九年二月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額  
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和二十九年法律第七十一号)第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の一部を改

(一)にのも途つ平該当救十には指第昭（人が養第正第正  
当する金額×面積）  
まらよ区の換て成個該助二お當定二和特が、信一前五す  
する金額の成算にしを、十向害行法て市市五十区又亡契に相  
する金額の間二出応、請當八けにわ律、のに十二をはし約規続稅三  
（平成三十條成の場八十八た、のす個八債かる百害とつ條法のみのと受する第  
の経過利子に相当する金額 $\frac{79.685}{100}$ +経過利子に相当する金額）  
八二額れ取こ向十有た害八助るは十第地住に者特二規  
月月とぞ金とけ五すとが号法。、九六方すはを別十定  
十すれ額が国日るき發）（当第十自るそ含障一に五  
五年のはで債前者に生に昭の該一七治市相のむ害条よ年  
日日。算、きのでがはしよ和区市項号法町相。者のる法律  
前か式次る中あ、当、る二域又の（扶四改律

払元  
場利金所  
支

(二)

平成二十八年一月十五日前  
の場合  
額面金額 + 経過利息に相当する金額 - ( 経過利息に相当する金額 - 受入経過利息に相当する金額 )